

3) 手当・年金

制度名	内容	対象者
<p>①特別児童扶養手当</p> <p>【問合せ先】 ・医療機関 ・小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)</p>	<p>重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます ※障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません 所得制限があります</p> <p>・手当の額(令和5年4月～) 月額 1級重度(障がい児1人につき) 53,700円 2級中度(障がい児1人につき) 35,760円</p> <p>・支給月 年3回支給(4・8・11月)</p>	
<p>②障害基礎年金</p> <p>【問合せ先】 ・市民課国保年金係 ・小諸年金事務所</p>	<p>国民年金に加入している方が、病気やケガのため日常生活が著しく制限を受ける状態になったときに支給されます</p> <p>・受給年金額 (令和5年4月～) 1級 年額993,750円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、990,750円 2級 年額795,000円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、792,600円</p> <p>18歳未満の子(障がいの状態にある場合は20歳未満)がいる場合は、次の額が加算されます (令和5年4月～) 子2人まで1人につき 年額228,700円 子3人目から1人につき 年額 76,200円</p>	<p>①障害の原因となった病気やケガの初診日が、次のいずれかの間にあること ・国民年金加入期間 ・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間 ②障害の状態が、障害認定日又は20歳に達したとき及び65歳前に障害等級表に定める1級又は2級に該当していること ③保険料の納付要件を満たしていること (20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要)</p>
<p>③障害厚生年金</p> <p>【問合せ先】 小諸年金事務所</p>	<p>厚生年金の被保険者が障がい者になったときは、基礎年金に障害厚生年金を上乗せして支給されます</p> <p><1級>報酬比例の年金額×1.25(+配偶者加給年金額228,700円) <2級>報酬比例の年金額(+配偶者加給年金額228,700円) <3級>報酬比例の年金額(基礎年金なし) 最低保障額596,300円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は594,500円</p>	<p>①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること ②障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること ③保険料の納付要件を満たしていること</p>

制度名	内容	対象者
<p>④障害手当金 (一時金)</p> <p>【問合せ先】 小諸年金事務所</p>	<p>報酬比例額の年金額×2 (最低保障額1,192,600円) ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は 1,189,000円</p>	<p>①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること ②障害の状態が次の条件すべてに該当していること ・初診日から5年以内に治っていること(症状が固定) ・治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと ・障害等級表に定める障害の状態であること ③保険料の納付要件を満たしていること</p>
<p>⑤特別障害者手当</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)</p>	<p>日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます ※障がいのある方が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場合や、病院又は診療所に継続して3ヵ月以上入院している場合は、支給の対象となりません</p> <p>・手当の額 (令和5年4月～) 月額 27,980円</p> <p>・支給月 年4回(2・5・8・11月)</p>	<p>下記の障がいがある者が重複する者又はそれと同程度以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい1・2級の一部及び下肢3級の一部 ・知的障がいIQ20以下 ・重度の精神障がい <p>※所得制限あり</p>
<p>⑥障害児福祉手当</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)</p>	<p>日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます</p> <p>・手当の額 (令和5年4月～) 月額 15,220円</p> <p>・支給月 年4回(2・5・8・11月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい1・2級の一部 ・知的障がいIQ20以下 ・重度の精神障がい <p>※所得制限あり</p>

⑦長野県心身障害者
扶養共済制度

【問合せ先】

- ・長野県障がい者支援課
- ・小諸市福祉事務所
(小諸市厚生課)

障がいのある方を扶養している保護者（加入者）が死亡又は重度障がいになったとき、その方が扶養していた障がいのある方に年金を支給する制度です

- ・加入口数
心身障がい者1人につき、2口まで
- ・年金支給額
1口 月額20,000円（年額24万円）
2口 月額40,000円（年額48万円）
- ・給付要件
加入者が死亡し、又は重度障がいになったとき

年金は障がいのある方に生涯にわたって支給されます

■ 掛金月額（令和5年4月現在）

加入時の年度の4月1日時点の年齢	1口掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

■ 弔慰金（1口当たり）

1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が死亡したときは、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給されます

加入期間	金額
1年以上 5年未満	50,000円
5年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

■ 脱退一時金（1口当たり）

5年以上加入した後脱退したときは、加入期間に応じて、加入者に脱退一時金が支給されます

加入期間	金額
5年以上 10年未満	75,000円
10年以上 20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

■ 掛金の免除

加入者が65歳以上かつ20年以上加入したときは、その後の掛金が免除されます

■ 掛金の減免及び補助

加入者の所得状況により、掛金の減免（県）及び補助制度（市）があります

- ・身体障がい者（1～3級）
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者

上記の保護者で、長野県内に住所を有し、特別の疾病又は障がいのない65歳未満の者

制度名	内容	対象者
<p>⑧児童扶養手当</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)</p>	<p>父又は母に重度の障がいがあり、18歳未満の在宅の児童若しくは20歳未満の在宅の障がい児を監護している父、母又は養育者に支給します</p> <p>・手当の額 (令和5年4月～)</p> <p>第一子本体額 月額44,140円 第二子加算額 月額10,420円 第三子以降加算額 月額6,250円 (所得により一部又は全部の減額あり)</p> <p>・支給月 年6回(5・7・9・11・1・3月)</p>	<p>父又は母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)の状態にあり、18歳未満の児童を監護養育している者</p> <p>※父母の両方又はひとり親が障害年金の子の加算分を受給している場合は、一部支給になる場合があります。</p>
<p>⑨重度心身障がい者 介護慰労金 (市単独事業)</p> <p>【問合せ先】 小諸市福祉事務所 (小諸市厚生課)</p>	<p>在宅の重度心身障がい者と同居し、6ヶ月以上介護している方の労をねぎらい、激励するため介護慰労金を支給する制度です</p> <p>対象の方には12月頃に申請書を送付します</p> <p>・支給額 年額50,000円</p>	<p>3歳以上65歳未満の障害児福祉手当・特別障害者手当に該当又はそれと同程度の障がいのある方と同居して、6ヶ月以上介護している方</p> <p>※市税の滞納がある場合は支給されません</p>

